

令和3年3月11日
区民部納税課

江東区税における徴収の猶予（特例）の適用実績について

1 徴収の猶予制度の特例について

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入が前年同期と比べ概ね20%以上減少し、納税することが困難な事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる。

(2) 対象となる税

令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する税(特別区民税・都民税、軽自動車税等)。

(3) 申請期限

令和2年4月30日の地方税法改正から2カ月後、又は猶予を受けようとする地方税の納期限のいずれか遅い日まで。

2 申請および審査状況

申請件数、許可件数・金額等を下表に示す。

表 徴収の猶予（特例）申請・許可状況（令和3年2月10日時点）

	申請件数	許可		参考	
		件数	金額(a)	既納付額(b)	(a)-(b)
特別区民税(特別徴収)	259	258	16,868 千円	2,274 千円	14,594 千円
特別区民税(普通徴収)	434	428	41,800 千円	1,505 千円	40,295 千円
軽自動車税	1	1	14 千円	0 千円	14 千円
計	694	687	58,682 千円	3,779 千円	54,903 千円

※法令に基づき、やむを得ない理由があると認める場合には納期限後の受付が可能なため、今後上表中の数値が変動する可能性がある。

3 今後の対応方針

令和3年1月15日付総務省通知「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応等について」を踏まえ、引続き新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少がある方に対し、地方税法第15条に基づく猶予制度(換価の猶予、徴収の猶予)や分割納付、江東区特別区税条例・同条例施行規則に基づく延滞金の減免を積極的かつ弾力的に運用する。